## -住民基本台帳の閲覧状況を公表します-

情報通信技術の発展に伴い、個人情報保護への意識が高まっています。それに伴い、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)が改正され、住民基本台帳の閲覧には厳しい制限が設けられ、平成 18 年 11 月 1 日より施行されています。また、閲覧者の氏名などを年1回以上公表することが義務づけられました。田野畑村における閲覧の状況を下記のとおり公表します。

1. 閲覧期間 平成 25年11月1日から平成26年10月31日まで

## 2. 閲覧状況

## (1) 国又は地方公共団体の機関による閲覧(住民基本台帳法第11条第1項)

閲覧請求 団 体 名	閲覧請求事由	閲覧の年月日	閲覧にかかる住民の範囲
防衛省	自衛官の募集事務に係る 広報の用に供する為	平成 25 年 12 月 6 日	平8年4月2日~ 平成9年4月1日までに 生まれた者

## (2) 個人又は法人による閲覧(住民基本台帳法第11条の2第1項)

閲覧請求申出者 法人名(氏名)	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧にかかる住民の範囲
沼袋地区自治 振興会長	平成 26 年度敬老者 (米寿 者)への記念品贈呈のため	平成 26 年 9月 16 日	大正 15 年 4 月 2 日~ 昭和 2 年 4 月 1 日までに 生まれた者
岩手医科大学	岩手県北地域における多 目的コホート研究に係る 調査の為	平成 26 年 10 月 30 日	岩手県北コホート研究参 加者で村内に居住してい る者